

個別の事業 どんな事業を実施しますか？

さっぽろ子ども未来プランでは、前ページの施策体系に基づき、約200事業を掲載し、その中でも重点的に取り組む30の事業を「重点項目」としています。

また、事業が着実に実施されるよう、設定が可能な事業については「目標値」を設定しました。

基本目標

1

子どもの最善の利益を実現する社会づくり

「子どもの最善の利益」の実現に向けて、家庭や学校、地域における子どもの豊かな育ちを支える環境づくりと、重大な権利侵害である虐待の防止を目標にしています。

重点項目 1

子どもの権利に関する推進計画の策定

子どもの権利に関する推進計画を策定します。子どもの権利委員会により、施策の充実・検証を行います。



〔計画策定〕平成22年度:策定

新規

重点項目 2

子ども参加の促進

市政などに対して子どもが参加する機会の充実を図るとともに、子ども参加の支援を内容とする大人向けの講座を開設するなど、地域に根ざした子ども参加の取り組みを推進します。

重点項目 3

子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実

学校や地域において、子どもが自立性や社会性などを身に付け、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、野外活動・生活体験・異文化交流・異世代交流・職業体験など、多様な体験型の活動を提供します。

重点項目 4

子どもの権利の救済(子どもアシストセンター)

権利の侵害を受けた子どもの迅速かつ適切な救済を図るため、子ども自身や保護者等からの相談を受け助言や支援を行います。また、救済の申立て等に基づいた調査・調整や勧告・是正要請などを行います。

重点項目 5

児童福祉相談・支援体制の強化

新規

①児童相談所の将来構想策定事業

近年、急増し、かつ複雑化する児童虐待への対応のため、設備の拡充・専門職増員を視野に入れた機能強化を進めます。

②区における児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

重点項目 6

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な対応を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力を進める「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営します。

重点項目 7

母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)

妊産婦・新生児等に対し、保健師などによる訪問指導を行います。特に、支援を必要とする妊婦への訪問指導を強化し、妊娠期からの一貫した支援を進めます。



〔新生児訪問実施率〕

平成20年度:91.0% ▶平成26年度:増やす

〔妊婦への訪問実施延数〕

平成20年度:115人 ▶平成26年度:増やす

基本目標

2

安心・安全な母子保健医療のしくみづくり

安心して妊娠・出産できる体制や母親と子どもの保健・医療体制の確保と、これから親になる若い世代が心身ともに健康に成長できることを目標にしています。

重点項目 8

未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業

妊娠後、出産まで定期的な妊婦健診を受けないいわゆる「未受診妊婦」の防止・解消に向けた普及啓発を、平成23年度まで集中的に実施します。